

アスベスト(石綿)問題に 関するお知らせ

市の当面の取組み

アスベストによる健康被害が大きな社会問題化しています。市では、市民の健康と安全を守ることを基本とし、当面の対策として次のことを実施します。

■公共施設に関する対策

市内の公共施設について

石綿を取扱う作業等に に従事していた方へ

石綿を取扱う作業に従事していた方は、石綿にばく露している可能性がありますので、最寄の医療機関にご相談の上、胸部レントゲン検査等による健康診断を受診するようにしてください(受診の際、医師に石綿に係る作業を行っていた旨お伝えください)。

■健康管理手帳や労災補償 制度があります

健康診断の結果、胸部レントゲン検査で一定の症状がある場合等は、東京都労働局に申請していただければ、健康管理手帳の交付を受け、無料で定期的に健康診断を受けることができます。また、石綿肺、肺がん、中皮腫等を発症した場合に

体工事が行われる場合には届出手続き時の指導の徹底、届け出解体工事への立入り検査を行います。(問合せ↓環境課)

▼アスベストに関する相談を受け付けます

健康に関する相談

西多摩保健所 ☎0428・22・6141

▼建物に関する相談(建設時期などからアスベスト使用の可能性)について
都市計画課建築係・環境課環境係

■建築物解体時の対応

市内の建築物の改修・解

は、それが、石綿にばく露したことが原因であることが認められれば、労災補償を受け取ることができます。以下の相談機関にご相談ください

▼東京都労働局・労働基準監督署

石綿に関する健康手帳、健康診断、労災補償に関する問い合わせや相談。

▼健康管理手帳、健康診断
↓東京労働局労働基準部労働衛生課 ☎03・3814・5317

【労災補償】↓労災補償課 ☎03・3814・5319

東京労働局ホームページ
(<http://www.roudoukyoku.go.jp/>)

▼中央労働災害防止協会労働安全調査分析センター
☎03・3452・3068

従来から開設している石綿含有製品の代替化に関する相談窓口に加え、事業者の方々からの石綿ばく露防

ごみ・リサイクル

生ごみ処理機の購入に 補助金交付

生ごみの減量対策にご利用ください!

生ごみの減量化・資源化を推進し、資源が循環して利用される街を目指し、家庭用生ごみ処理機器を購入した方に補助金を交付しています。

対象機器生ごみを消滅または堆肥化、肥料化、減量化することを目的に生ゴミを処理する機器。メーカーや機種指定はありません(生ごみを処理して下水に流す機種は対象外です)。

「ごみ・リサイクルカレンダー」の訂正について

広報ふっさ4月15日号でもお知らせしましたが、10月の中央地区と東地区のごみ・リサイクルカレンダー(共同

対象市民、または市内に事業所を有する方が市内に設置するもの。
補助金額購入価格の3分の2(4万円を上限としします。)

必要書類

①購入時の領収書

②機器の保証書

③印鑑

④補助金の振込先となる金融機関の口座番号

問合せ環境課清掃係

消費者生活

「食品添加物と仲良く 付き合おう」

日常生活の中で、何気なく食している食品添加物。多数の着色料が混合されると、人体への影響が増す可



住宅用も含む)に一部誤りがありましたので、左図のとおり訂正します。

「迷惑をおかけしますが、よろしく願います。」

問合せ環境課清掃係

「普段使える豆知識講座」賢い食生活を過ごそう」

※8日・22日は講演会、15日は実験講座。

時間各回とも午前10時〜正午

場所福生市福祉センター
講師東京都消費生活総合センターコンシューマー・エイド定員各40人

申込み各開催日前日までに地域振興課産業振興係へ。



能力があると言われている。全3回の講演会や実験講座で実用的な知識を身につけ、健康的な食生活を過ごしませんか?

開催日とテーマ

9月8日(木)

「加工食品ってどんなもの?」

9月15日(木)

「ワインナーで楽しく実験してみよう!」

9月22日(木)

「普段使える豆知識講座」

賢い食生活を過ごそう」

※8日・22日は講演会、15日は実験講座。

時間各回とも午前10時〜正午

場所福生市福祉センター
講師東京都消費生活総合センターコンシューマー・エイド定員各40人

申込み各開催日前日までに地域振興課産業振興係へ。

環境大気中の ダイオキシン類の調査結果

平成16年度に東京都が福生市内で実施した、環境大気中におけるダイオキシン類調査結果がまとまりました。福生市内での調査結果は下の表のとおりです。

都内20地点における年平均値は、すべての地点で環境基準(年平均値0.6pg-TEQ/m³)を下回りました。なお、平成16年度からダイオキシン調査が年6回になりました。

また、東京都条例で基準に満たない小型焼却炉等による廃棄物の焼却は、ダイオキシン類の発生原因であるため禁止されています。

問合せ環境課環境係

調査結果	調査地点	福生市役所屋上
第1回	5月12日~19日	0.063
第2回	6月30日~7月7日	0.044
第3回	8月20日~27日	0.051
第4回	10月22日~29日	0.055
第5回	12月2日~9日	0.13
第6回	1月25日~2月1日	0.057
平均		0.067
環境基準		0.6

用語解説

【ダイオキシン類】ごみ焼却、紙の漂白工程、農薬の製造などに伴って、非意図的に生成される物質であり、その毒性は極めて強く、発ガン性、生殖毒性など多岐にわたることが指摘されています。ダイオキシン類には、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、また同様の毒性を示すコプラナー-ポリ塩化ビフェニル(コプラナー-PCB)があります。

【pg】ピコグラム。1兆分の1gを表す単位。

【TEQ】ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算したことを表したものを。



▼中央地区

10月



▼東地区

10月



青字が正しい日程です。

